令和元年

第4回市議会定例会 議案第28号

函館市消防団条例の一部改正について

函館市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市消防団条例の一部を改正する条例

函館市消防団条例(平成9年函館市条例第71号)の一部を次のよう に改正する。

第5条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第6条第2項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、 同項第1号中「前条各号(第3号を除く。)の一」を「前条第1号また は第3号のいずれか」に改める。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

(提案理由)

成年被後見人または被保佐人であることを消防団員の欠格事由としないこととし、および規定を整備するため